

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第4号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記様式第7号の2（略）</p> <p>宣誓書</p> <p>（略）</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から <u>第7号</u> までに該当しないことを宣誓します。</p> <p><参考></p> <p>免許法第5条第1項</p> <p><u>第3号</u> 成年被後見人又は被保佐人</p> <p><u>第4号</u> 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p><u>第5号～第7号</u>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>別記様式第7号の2（略）</p> <p>宣誓書</p> <p>（略）</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から <u>第6号</u> までに該当しないことを宣誓します。</p> <p><参考></p> <p>免許法第5条第1項</p> <p><u>第3号</u> 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p><u>第4号～第6号</u>（略）</p> <p>（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている宣誓書は、改正後の規則の相当する様式により提出された宣誓書とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。